

特殊詐欺を撃退！ 通話録音機能付電話機等の購入を支援します！



振り込め詐欺等の特殊詐欺等被害や悪質な電話勧誘等を未然に防ぐため、通話録音機能付電話機等の購入および設置費用を補助します。

対象者

- 次のすべてに当てはまる人
- ・鳥取市内に住所があり居住している人
 - ・交付申請時に65歳以上の人
 - ・市民税などを滞納していない人
(交付申請する人とその同一世帯に属する人も含む)
 - ・令和8年4月1日以降に機器を購入した人



対象機器

電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」と「通話録音機能」がある固定電話機または固定電話に接続して用いる通話録音装置



補助内容

- 購入および設置にかかった費用(税抜き)の2分の1
※上限10,000円・1世帯あたり1台まで
※ナンバー・ディスプレイなど付随サービスの加入等の費用は対象外です。
※購入時にポイントカードやクレジットカードを利用し、ポイントの付与が確認された場合は、補助金額が減額することがあります。



注意事項

- ・予算の上限に達し次第、終了となります。
- ・使用状況等のアンケートにご協力をいただきます。
- ・機器の設置により振り込め詐欺等の電話を完全に防ぐことはできません。

手続き方法は裏面へ



手続方法

★補助対象機器の取付完了後、**申請書兼請求書(様式第1号)**に以下の書類を添えて提出

- ・申請者の氏名、住所および生年月日が確認できる**公的書類**の写し
- ・補助対象機器を購入した際の**領収書**の写し
(購入年月日、購入金額の記載があるもの)
- ・補助対象機器の防犯機能が記載されている**保証書、カタログ**
または取扱説明書の写し
- ・**振込口座**がわかるものの写し



申請期間

令和9年2月12日(金)まで

※予算の上限に達し次第、終了となります

提出方法

鳥取市消費生活センター・各総合支所地域振興課の窓口
または、同センターへ郵送にて提出してください



問い合わせ先

鳥取市消費生活センター（鳥取市役所 本庁舎2階 29番窓口）
〒680-8571 鳥取市幸町71番地 ☎0857-30-8182

申請書類

鳥取市消費生活センターと各総合支所の窓口のほか、
鳥取市公式ウェブサイトで入手できます。



二次元コード



鳥取市公式ウェブサイト

<https://www.city.tottori.lg.jp/page/39972.html>